

## 第 23 回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 10 月 21 日 (火) 午前 9 時 30 分  
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

### 2. 委員定数 19 名

### 3. 本日の総会に出席した委員

会 長	19 番 京野 貞夫		
会長職務代理者	18 番 木戸 賢治		
委 員			
1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎	
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔	
8 番 山口 久人	9 番 木村富士男	10 番 武藤 常雄	
11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則	13 番 小林千代松	
14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸	16 番 渡部 信夫	
17 番 庄司 英喜			

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

7 番 斎藤 澄子

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 50 号 会務報告について

報告第 51 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 52 号 専決処分の承認を求めるについて

## 7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

- 議案第 125 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 126 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 127 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 128 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第 129 号 現況確認証明申請について
- 議案第 130 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

## 8. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岩下正勝
- 次長兼農地係長 小林孝昭
- 農政係長 大竹秀樹
- 熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 主事 庄司智哉
- 塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 副主査 高橋健治
- 山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 主事 佐藤瑠香
- 高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
- 技査 若菜広

## 9. 会議の概要

### ○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。  
刈り取りも終盤ということで、規模の大きい方については、まだ終了されてないのかなと思います。やはり、なかなか、例年よりはかどらないのは、秋雨前線が活発化して、雨も長期化しているため、稲も倒れているし、下の土も柔らかいということで、なかなか今苦慮してやっている方が、多々

います。事故のないように、やっていただきたいと思います。今年の収量等についても、コシヒカリについては、1俵半から2俵位でいつもより取れないという方が、多いんじゃないかなと思います。そういう中で米の価格については、業者も農協もそうなんですけども、大体、コシの1等で2万2、3千円かなというようなことで今動いているんじゃないかなと思います。品質はやっぱり全国的にも、高温障害というようなことで、60、まだこれから主産地が、10月に出荷しますので、もう少し上がって、70%ぐらいキープできるかできないか、そこまで全国的には、いくんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、今年は救いは、値段が高いということあります。集落によっては、今がチャンスだということで、未来のために、今後のためにコンバインを取得をした、新車を買ったというような方が、私の集落の周囲の担い手の方がいるんですが、思い切って、4条と5条ということで800万と900万のコンバインを今年取得したということで、税金もかかってしまうので、税対策も行いたいということあります。当集落はそういうことですけども。他の皆さん、農業委員の方においてもそういう農業者が多く、本当に今年みっちり設備投資をしておかないと、次年度から価格については、ちょっと下がって来るんじゃないかなというようなことがありますので、うまくコントロールしながら、機械の設備投資というようなことで、努めていただければと思います。国会はですね、皆さんご存じのように、報道では、本日、臨時国会が招集されまして、首相指名選挙が行われるということになります。なかなか、自民単独では、少数ですので、高市総裁というようなことにはいきません。昨日ようやく、自民と維新が連立行為ということで、代表者会議の中で協定を交わしたようです。本日指名選挙になれば、史上初めての女性首相が誕生するんじゃないかなと思います。また、新内閣が誕生するということで、我々としても、農業者が持続可能な農業ができるような構築をしてもらいたいということで、大いに、農政に期待したいというふうに思います。また11月は、行事が重なっております。まず、1つ目は地域計画の見直しということで、締め切りが10月30日までというようなことありましたけども、な

かなか、203集落の中でまだ、提出が低調であるというようなことで事務所に聞いていますので、いろいろ集落代表者の方と話し合って、皆さんと、話し合って、1日も早く、回収に繋がるようにひとつご努力をお願いしたいと思います。6日は、県下農業委員会大会、それから、8日、9日はふれあい喜多方農業まつりというようなことで、専門委員長を中心でありますが、農地のことなら何でも相談コーナーということで、ブースを設けていますので、2日間お願いしたいと思います。あと12日については、視察研修会ということで、北塩原農業委員会それから西会津町農業委員会ということで組まれています。あとは、最適化推進の改善に関する意見書の提出ということで、市長の方に提出しなければなりません。農政委員会でも大変でありますけども、集約する意見が多いと思いますが、そういうのをやらなければならぬということで、11月はいろいろありますので、ひとつ皆さん全員出席をお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、7番 斎藤澄子委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第23回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、8番 山口久人委員、9番 木村富士男委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第50号 会務報告について」、「報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第52号 専決処分の承認を求めるについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第50号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明〕

報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔4件を朗読、説明〕

報告第52号 専決処分の承認を求めるについて

○事務局

〔1件を朗読、説明〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第52号 専決処分の承認を求めるについて、

No. 1について、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

〔報告第52号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

農業委員会規程第3条第2項の規定に基づく専決処分の現地調査について、ご報告申し上げます。9月25日午前9時より、現地調査並びに実情調査を実施いたしました。立ち会い者は、地主の○○○さん、事業計画者の○○○の開発担当の○○○さん、それに私と推進委員の須田さん、塩川総合支所の高橋副主査で行いました。本案件の場所は、○○○の○○○区の山間部に位置し、○○○事業の開発地であり、幹線舗装道路沿いの見晴らしの良いところにあります。あたり一帯がそば作付団地になっており、周辺に水田はありません。申請地は、畑で未作付地ではありましたが、すでに草刈済ではありました。区画は図面の通り、四角形になっており、条件の良いところであります。設備につきましては、パネル160枚の支柱が高さ3.8メートル、長辺幅が4.5メートル、短辺幅が2.5メートルの間隔で支柱が立つことになり、1年間で30世帯の電気が供給できますということであります。そして、支柱の下には、そばの作付けを計画しております、當農型のパネル設置となっております。○○○さんがそばの栽培をすることになります。以上のような内容でありますと、周辺には支障を及ぼすことではなく、問題なしと判断いたして参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第50号から報告第52号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第50号から報告第52号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第50号から報告第52号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第125号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、11番 小林博行委員、所有権移転のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。今月の10日午後2時より現地にて現地の確認と内容の聞き取り調査を実施いたしました。立ち会い人は賃貸人の○○○さん、賃借人の○○○さんと私の3名で行いました。本件の場所は○○○集落の上部山間部に位置しております、圃場整備、いわゆる○○○事業で整備されているところであります。地目は田ですが、現況は転作になっており、牧草採草地となっておりました。これについては、畜産農家が10月いっぱい、地主に返すことになっております。○○○さんの方は、労働力がなく、勤めておりまして、管理出来ないということで、この度、○○○さんに、10

年間貸し付けすることに合意したということでございます。○○○さんは○○○の種苗会社に勤めておりまして、その経験や作物のノウハウをもとに、本地で簡易ハウスによります花卉栽培を計画しており、年間を通して、東京市場に切り花等として出荷していく計画を立てているとのことでした。パイプハウス3間かける23間のものを年次的に建てていき、8棟の計画を持っているということです。この間の余り地につきましては、露地作物を植えて、耕耘して管理していく考えであるとのことでした。

まず、来春に1棟を建てるとの計画であるとのことでした。よって、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断してきました。以上です。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo. 1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

はいそれでは報告させていただきます。農地法第3条所有権移転の案件No. 1についてであります。去る10月3日午前9時頃から、関係者であります譲渡人の○○○さん、それから譲受人の○○○さん、お二人の立ち会いのもとで、現地調査並びに申請内容の聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人につきましては、父親が兄弟であるということから、父の代からずっと借りて耕作をしていたものであります。令和5年の4月から施行されました農地法の一部改正、これを踏まえまして、下限面積の要件もなくなったということで今回、自分が農地として野菜を作りたいとの思いからの申請であります。なお申請地につきましては、農地の集団化、農作業の効率化や水利調整、あるいは周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な、利用の確保に支障を及ぼすことはないものと判断をしております。以上を踏まえまして適正な管理がなされるものと報告をいたします。以上であります。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。同じく、農地法第3条の所有権移転の案件No.2について、ご説明申し上げます。去る10月12日午前8時30分から、譲渡人の○○○さ

ん。譲受人の○○○さん立ち会いのもと現地調査と聞き取り調査を行いました。この申請地は、譲渡人の○○○さんが会社勤めを始めた、40年ほど前から、譲受人が耕作管理をしており、現在に至っております。譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、この農地面積は小さく、また、譲受人の自宅と隣接しておりますので、作業効率が高められるためということで、今回の無償譲渡の申請となつたものであります。主な作業は、譲受人の息子さんが行っておりまして、周りが畠であります。よって、今回の権利の取得は、周辺農地に支障を及ぼすことなく、今後も適正な耕作管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第125号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第125号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第126号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明〕

○議長

次に、現地調査の報告ですが、本案件については、先月開催した第22回総会において、「報告第49号 専決処分の承認を求めることについて、No.3」で、現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○議長

それではここで、議案第126号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第126号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第127号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、所有権移転の案件No.4については、「議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」との関連がありますので、所有権移転の案件No.4を除く案件No.1～No.3の案件について、事務局より朗読・説明、委員からの現地調査の報告、採決を行い、案件No.4については、「議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可後の

事業計画変更申請について」と関連がありますので、議案第128号・その後所有権移転の案件No.4を一括して議題とし議題とし審議することとしてよろしいかお諮りいたします。

※（異議なしの声あり）

○議長

それでは、本案件中、所有権移転の案件No.4を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転の案件No.4を除く権利設定2件、所有権移転3件を朗読、説明〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました所有権移転のNo.1については、16番 渡部信夫委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

なお、権利設定のNo.1については、先月開催した第22回総会において、「報告第49号 専決処分の承認を求めるについて、No.2」、権利設定のNo.2については、同じくNo.4、所有権移転のNo.2については、同じくNo.1、所有権移転のNo.3については、同じくNo.5で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。農地法第5条の規定による所有権移転許可申請No.1について、報告いたします。先ほど小林次長からもございましたが、今回のこの案件につきましては、地域計画からの除外というところの専決処分ではなくて、このような用途区域においては、専決処分ではなくて、このような形で事務を進めるということの初めての案件、というふうに伺っております。去る10月9日午前9時頃より、譲渡人の○○○さんご家族、それから代理人の○○○行政書士、それから遅れまして譲受人の株式会社○○○

の社員の方、農業委員会からは、五十嵐博哉推進委員、小林次長、私、委員渡部にて現地確認並びに聞き取り調査を行いました。付属資料の9ページ及び10ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇地内の非線引き区域第1種住居地域にございます、第3種農地でありますが、場所はご覧の通り〇〇〇地内の大きな〇〇〇公園というのがあるんですが、その南側、西側に携帯電話の代理店とか、眼鏡屋さんがあるようなところの、一体のこの場所、地図で示したところでございます。ここに、10ページのような、6区画の宅地として造成したい、ということの申請であります。この農地は、数年前までその譲渡人の知人の方が、長い期間水稻を栽培されておりまして、現況は作付はされていませんが、用排水溝も確認いたしました。この農地は、譲渡人のその前、相続する前の方の時代から、相対の約束で水稻栽培が長くされて来ましたが、周辺一帯このように住宅開発が進んでおり、当該農地のみが残っている状況にございます。この度、この相対の貸借関係が終了したということで、譲受人へ譲り渡して、ご覧の6区画の宅地として造成したいとするものだそうです。周辺に農地はなく、造成後の雨水については、当地内に完備されている公共下水道に排水する計画ですので、住環境にも影響はないものというふうに判断いたしました。なお、土地改良区からの除外についても、承認されておることから本申請は問題ないというふうに判断いたしました。

ただし以降、少しこの現地調査において思うところがございましたので、発言したいと思いますが、議事録の記載が適正かどうか判断出来ませんので、一旦休議の中で発言したいと思いますので、議長よろしくお願ひいたします。

〇議長

それでは、休議いたします。

( 休議 10 : 18 )

○議長

それでは、再開をいたします。

( 再開 10 : 24 )

○議長

それでは、議案第127号の所有権移転の案件No.4 を除く案件について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第127号の所有権移転の案件No.4 を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号の所有権移転の案件No.4 を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、「議案第127号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の所有権移転の案件No.4 を一括して議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔事業計画変更1件、農地法第5条所有権移転1件を朗読、説明〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

事業計画変更及び農地法第5条所有権移転の案件No.4を一括して、2番大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○大津康男委員

〔事業計画変更、農地法第5条所有権移転案件No.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番大津です。まず、事業計画変更の申請の理由として、申請地は父○○○氏が農地法第5条の規定による転用許可を受けましたが、平成7年に他界し、事業を遂行出来ないまま現在に至ってしまったということです。それから○○○さん、この方は○○○さんの息子さんで、仕事上転勤が多く、地元を離れていたため、忙しいことを理由に相続手続きをせず、そのままにしていた、その後定年退職し、時間に余裕が出てきたことから、相続手続きを行い、その中で初めて、父が転用許可を受けていたことを知ったと、そういうことでした。続いてそれに伴う農地法第5条案件No.4について、報告します。この件は、昭和61年8月13日付、若農政指令第338号で転用許可を受けましたが、下記の通り、農地法第5条第1項の規定による許可に関わる事業計画の変更の申請です。去る10月10日午前10時45分より、現地確認をいたしました。譲渡人の○○○氏は欠席、譲受人の株式会社○○○の担当者、○○○さんが出席、塩川総合支所から高橋副主査、農業委員から私、それから推進員から花見氏、転用の目的については宅地分譲地856m<sup>2</sup>で、区画を4つにするそうです。転用することによって生ずる付近の概要ですが、土砂の流出等の災害を防止するための措置として、隣接する周囲の土地とは、ほとんど高低差はないため、土砂流出の恐れはなく、造成に際しては十分に転圧を加え、土砂の流出等がないようにすることです。雨水は地下浸透及び市道側の側溝へ排水し処理する。汚水及び雑排水は公共下水へ排水、周辺に農地がないので支障がないと判断いたしました。ここは○○○バイパス沿いの住宅地ですので、支障を及ぼすことはないと考えられ

ます。よって、この案件は問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第128号及び議案第127号の案件No.4について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第128号及び議案第127号の案件No.4について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号及び議案第127号の案件No.4については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第129号 現況確認証明申請について」を議題いたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔3件を朗読、説明〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました  
No.1、No.2については、18番 木戸賢治委員、No.3については、12番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 木戸賢治委員

[No. 1、No. 2について、現地調査の結果並びに補足説明]

18番木戸です。現況確認証明案件No. 1について、補足説明いたします。去る10月9日午後1時15分より、現地調査を行いました。農業委員会からは、大竹推進委員と私、事務局からは庄司主事と渡部技査、また、申請人の○○○さん立ち会いのもと、現地の確認と内容の聞き取りを行いました。○○○区は、○○○ダムから約1キロほど山間に位置する集落で、最盛期には38件ぐらいの民家がありましたが、現在では2件だけとなっております。この度の申請については、付属資料の件数だけでも20ページとなっておりますので、17ページの案内図をもとに説明をいたします。申請地は大きく分けて4地区になります。初めに○○○、○○○、○○○は○○○地区の周辺ですが、畑や田はカヤや柳が生い茂り原野の状態でした。2番目の○○○は、草木が生える細い道を車で15分ほど山に入ったところで、昔は棚田であったであろうという確認はできましたが、現在では原野化しておりました。3番目の○○○は、集落の東に位置しますが、現地まで行くことが出来ず、対岸から目視で確認しました。50年ほど前に杉を植林したことから、成長した杉林となっておりました。4番目の○○○は、集落から約2キロほど北に進み、ここも川を越えなければならぬことから、ここも対岸からの目視で確認いたしました。現在では雑木が成長し、周辺同様、雑木林の状態となっておりました。○○○さんは、平成元年頃に赤崎地区に移住されたことで、距離的にも耕作管理が困難となつたことや、○○○支流に架かっていた橋も流されてしまったことで、現地に行くことも出来なくなりましたので、本申請は、現況の通りと判断いたしました。

案件No. 2については、すべての申請地がNo. 1と隣接していることから、立ち会い人も、No. 1の上○○○さんが、行いました。非農地化の理由については、申請書の通りで、日当たりや地形などの耕作条件が悪いことや、平成6年に○○○地区に移住されたことから、遠隔地となつたため、耕作管理が困難となり、現在ではススキや柳の木が生い茂り原野化したため、現況の確認は困難であると判断いたしました。以上です。

○ 小沢勝則委員

〔No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番小沢です。土地の現況についてNo.3の案件を報告します。去る10月10日午前9時頃、現地にて申請人の○○○さんの立ち会いのもと、支所の佐藤主事、田中推進委員と私で現地確認をしてきました。申請地は、山間部のため、周りにも耕作している人はおらず、農道も荒れて機械も通れない状態でした。人手も少なくなり労働力不足により耕作が出来なく、非農地化したものです。周辺農地に支障をきたす恐れがないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第129号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第129号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第130号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）6件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第130号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。18ページと19ページの借受者が同一なんですが、津田栄光さんの案件に関してですけども、18ページでは、終期が全筆17年までの11年間ということですが、19ページの再転貸になりますと、同様の地区で終期が1年であったり、2番目だと令和9年まで、また3番目だと1年間、これらの期間の終期がまちまちで長いものもあれば、短いもの1年しかないもの、あるいは2年のものがあるわけですけども。どういった背景でこういったふうになっているのか。教えていただきたい。

○事務局

ページ18ページの〇〇〇さんの貸借に関しては、期間が11年となっております。対しまして、19ページの再転貸に関しては、以前の耕作者である渡部盛和さんの残りの貸借期間をそのまま津田栄光さんに、貸借するということで、貸借期間が11年ではないということになっております。以上です。

11年のものも、こちらの再転貸のものも、農地中間管理事業で貸借しているものであります。再転貸の部分については、以前の耕作者が契約した残りの期間のみを今回、借受けたということでございまして、それぞれの再転貸のものについては、契約期間満了後にまた改めて期間設定するというような内容になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

渡部委員、よろしいですか。

○渡部信夫委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第130号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第130号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第23回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会) 10:50